

1
第1 設問1について

2
1 小問(1)について

3
弁護士Pが取りうる法的手段は、XがYに対して有する貸金債権を保全
4
するために、YがAに対して有する80万円の売買代金債権を仮差押えする
5
ことである(民保20条1項)。仮差押え命令が出れば、弁済禁止効があり
6
(同法50条)、AがYに対して弁済をしても、本執行では、AはXに弁済
7
する必要がある(民法481条)。それに対して、債権仮差押え命令を講じ
8
ない場合、AがYに対して弁済をした場合、弁済の効果をXに対抗できるの
9
で、その金員をYが使ってしまえば、他にめぼしい資産がないYは無資力で
10
あり、「強制執行をすることができないおそれ」が生じる。

11
2 小問(2)について

12
消費貸借契約に基づく貸金返還請求権及び履行遅滞に基づく損害賠償請求
13
権

14
3 小問(3)について

15
請求の趣旨は、「被告は原告に対し、100万円及びこれに対する平成2
16
8年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え」である。

17
4 小問(4)について

18
請求を理由づける事実として主張すると考えられる具体的事実は、以下のと
19
おりである。

20
(1) 原告は被告に対し、平成27年9月15日、弁済期を平成28年9月3
21
0日として、100万円を貸し付けた。

22
(2) 平成28年9月30日は経過した。

23
第2 設問2について

1
1 小問(1)について
2
被告は原告に対し，平成28年9月30日，上記貸金返還債務の履行とし
3
て100万円を支払った。
4
2 小問(2)について
5
(i)について
6
上記代金債権をもって，原告の本訴請求債権と，その対当額において相殺
7
するとの意思表示をした。
8
(ii)について
9
結論として，当該事実を主張することは必要である。売買契約は諾成契約
10
であるが，自働債権を基礎づけるために売買契約を主張することによって，
11
代金支払債務に同時履行の抗弁権（民法533条）が付着していることが基
12
礎づけられ，その存在効果として相殺が許されないと解されているので，そ
13
の存在効果を消滅させるために，目的物の引き渡しが必要だからである。
14
第3 設問3について
15
消滅時効の主張は，以下の理由で，認められない。本件売買代金債権は，
16
平成19年10月1日に発生しており，平成29年10月1日に消滅時効期
17
間が満了する（改正前民法167条1項，改正民法166条1項1号による
18
と，時期の点で，問題として成り立たない）。そして，本件貸金債権の弁済
19
期は，平成28年9月30日であり，その段階では，相殺適状にあったとい
20
える。時効消滅以前に相殺に適するようになっていたのだから，民法508
21
条により，相殺することができる。
22
第4 設問4について
23
本件の争点は，平成29年9月30日に，100万円の弁済がなされた

1	か否かである。平成29年9月30日が本件貸金債権の弁済期であること、
2	弁済期にX及びYがレストランで会っていることは争いがなく、Yが、銀
3	行預金口座から、平成29年9月28日に50万円、同月29日に50万
4	円を引き出したことは、本件通帳という客観的な書証で認定できる。
5	これらの動かしがたい事実と、Yの「平成28年9月30日に100万
6	円をXに渡した」との弁済の供述は整合するが、「お金を返してもらった
7	ということは絶対にありません」とのXの供述とは整合しない。Xは、初
8	めてYに金を請求したのは、平成29年10月であると供述するが、弁済
9	期が到来すれば、請求するのが通常である。請求しなかった特段の事情と
10	して、「色々忙しかった」と供述するが、弁済期に会っていながら請求
11	しないことの理由にはならず、特段の事情の主張がない。しかも、Xは、
12	家計のやりくりは楽でない中でYに100万円を貸付け、弁済期にYと会
13	っている。そこで請求せずに、1年間も請求しなかったという供述は極め
14	て不自然である。X及びYが同じ時期に大学の同窓会の幹事を担当してい
15	たこと、Yの同窓会の会費の使い込みをXが指摘したこと、Yが平成29
16	年10月に幹事を辞任したことは争いが無い。そして、平成29年10月
17	にXが請求し始めたのであるから、Yに対する恨みという動機がある。
18	たしかに、領収書がないことは、Yの立証について、不利益に働く事情
19	である。この点につき、Yは当日領収書を受取ったが、平成29年8月3
20	1日の引っ越しに際して処分した旨の供述をする。引っ越しをしたことは、
21	本件住民票で明らかである。Yの立場からすれば、1年前に弁済が完了し、
22	解決済みと認識していた貸金に関する領収書、しかも、手帳から切り取っ
23	た紙に手書きで書いたという程度のものの管理が不十分であることは、不

1	
2	自然なことではない。以上より、Yの供述は信用できるが、Xの供述は信
3	用できない。
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

以上